

見附市告示 第70号

見附農業振興地域整備計画の変更について

見附農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに市に意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間が満了する日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和5年4月21日

見附市長 稲田 亮

1 縦覧期間

自 令和5年4月21日から  
至 令和5年5月22日まで

2 縦覧場所

見附市役所2階 農林創生課 見附市昭和町2丁目1番1号

3 意見書の提出、異議の申出

意見書の提出、異議の申出に当たっては、農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧場所に備え付けの「見附農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」「見附農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申出について」によること。